

広域行政調査特別委員長報告

広域行政調査特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年五月の委員会設置以来、本県の広域行政体制の取組、関西圏域における広域行政のあり方及び分権時代にふさわしい広域行政のあり方について、県内、関西圏域の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

はじめに、県内の広域行政について申し上げます。

本県におきましては、市町村合併が進まず小規模町村が多く残り、また、財政力や組織体制が脆弱な市町村が多数存在している中、地域の実情に応じた行政を実現するため、垂直補完、水平補完、県から市町村への権限移譲という三つの手法による県と市町村との新しい地方行政体制、いわゆる奈良モデルの構築を目指されています。

委員会の議論において、この奈良モデルについて、市町村間連携の具体的な取組に対し県がリーダーシップをとって支援を強化されたいこと、国民健康保険の広域化はセーフティネットを維持する視点をもって検討されたいこと、消防の広域化にあたっては加入・非加入にかかわらず隣接市町村間における迅速な初動対応が図られるなど県民が安心できる体制づくりを検討されたいことなどの意見が出されました。

これらの意見を踏まえ、今後の奈良モデルの推進が県内市町村の実情に沿ってその自立を高める方向で行われているか、引き続き各取組

の進捗状況を検証することとしました。

次に、関西圏域における広域行政として検討してまいりました関西広域連合について申し上げます。

まず、昨年八月に、関西広域連合長・井戸兵庫県知事から、関西広域連合の機能と役割、必要性について意見を聴取しました。井戸連合長は、国の出先機関の事務・権限の受け皿として関西広域連合が設立されたこと、広域連合であることで東日本大震災における被災地支援が迅速に対応できたこと、関西広域連合への加入は分野ごとに柔軟な選択が可能であること、さらに奈良県の加入を検討してほしいとの意見の開陳がありました。

続いて、十一月には滋賀県議会、京都府議会、和歌山県議会を調査し、本年二月に立命館大学森裕之教授、五月には同志社大学大学院新川達郎教授から、県域を超えた広域行政について意見を聴取しました。

さらに、同じく五月には関西広域連合事務局への調査及び大阪府議会及び兵庫県議会からの選出議員を含む関西広域連合議会議員と意見交換、続いて六月には滋賀県議会地方分権・関西広域連合対策特別委員会と意見交換を行いました。

これまでの各般の調査の過程において、委員から次の点について意見が出されました。

まず一点目は、関西広域連合の組織のあり方や事務の内容についてであります。

関西広域連合が発足して一年半が経過する中で、広域事務では、東日本大震災でのカウンターパート方式による対応や、産業振興におけ

るビジネスマッチング商談会の開催などが行われるとともに、広域連合議会の機能強化など、一定の成果、改善が見られるとの意見が出されました。

一方、リニア中央新幹線や原子力発電所の再稼働問題についても議論が交わされるなど、事務の範囲が明確でないこと、住民や基礎自治体の意見を反映する仕組みがないこと、構成府県の議会は広域連合議会が決めたことについて意見表明ができない懸念があること、また、広域連合に課税権がなく財源は構成団体からの分賦金が基本となるため、企業誘致等において受益と負担の関係が不明確になること、さらに、府県を構成員とし、これを単位とする議決配分で発足している組織に政令市が加入することは認められないのではないかなどの意見が出されました。

二点目は、関西広域連合への対応の方向についてであります。

広域的な事務への対応として連携の手法で十分可能との意見がある一方で、県が関西広域連合に加入しないことで、これまでの連携関係が継続されるかどうか不安であること、関西復権と関西全域の発展に寄与することを目的に関西広域連合が発足した以上、首都圏に匹敵する関西圏を創るという視点に立ち、奈良県も加入して議論するのが自然な流れであること、府県間での企業誘致合戦等の過度の競争を防止するなど、産業振興の分野において関西広域連合でやるべきことがあること、また、関西広域連合への加入により、各府県の利益を基本とする「連携」から同じ組織の構成員として議論を進めることは、相対する利害の調整の方法として大きなメリットがあることなど意見が出

されました。

さらに、高度な医療サービスについては連携で十分対応できるのか等の懸念から、医療をはじめ、防災や観光・文化振興の分野については部分加入すべきとの意見が出されました。

また、県は県内市町村や経済界と情報を共有し議論を深められたいとの意見も出されました。

三点目は、国の出先機関の事務・権限の移譲についてであります。

関西広域連合が事務・権限の移譲の受け皿になることで関西という地域全体を向上させることになるとの意見がある一方、国の出先機関が果たしている役割や機能が広域連合へ移譲されても維持されるのかどうか、また、財源の移譲が明確でないなど国が示す枠組みについて懸念がある、との意見が出されました。

以上の意見を踏まえ、次のとおり課題を整理しました。

一点目は、関西広域連合の組織、事務の内容及び事業の効果について、さらに調査を進め、関西広域連合への加入・非加入について将来にわたる県民への影響を見極めていく必要があること。

二点目は、国の出先機関の事務・権限の移譲については国で法案が検討されているが、受け皿の主体となる広域連合の枠組みのほか理事会制の導入の可否などの要件が不確定であること、移譲対象となる国の地方行政機関に検討案にある三機関の外、農政局も含めるべきではないかという意見もあり、今後の動向を注視していく必要があること。

なお、今後も、これらの関西広域連合をめぐる課題について、引き続き調査を進めるとともに、奈良県や福井県など十二県が参加してい

る「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」や紀伊半島における和歌山県、三重県との三県連携など、県域を越えた広域行政についても検討を行ってまいりたいと考えています。

最後に、本委員会は、住民に身近な行政はできるだけ地方自治体に委ね、地域の自主性を発揮していくという地方分権が求められている現在、県内の広域行政のあり方も含め、奈良県の地域特性にふさわしい地方行政のあり方について引き続き調査を行っていきたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。